

0.1.0
12-18

令和 8 年 1 月 9 日

〒 8 6 1 - 0 0 5 6
熊 本 県 山 鹿 市 平 山 4 1 2 1 - 4
有 限 責 任 事 業 組 合
熊 本 防 災 災 害 ま ち づ く り 機 構 御 中

内 閣 総 理 大 臣 認 定 適 格 消 費 者 団 体

N P O 法 人 消 費 者 支 援 ネット く ま も と
理 事 長 青 山 定 聖 (弁 護 士)

〒 8 6 2 - 0 9 4 1

熊 本 市 中 央 区 出 水 2 - 5 - 8

水 前 寺 パ ー ク マ ン シ ョ ン 2 - 2 0 5 号

T E L 0 9 6 - 3 5 6 - 3 1 1 0

F A X 0 9 6 - 3 5 6 - 3 1 1 9

E-mail:shien_net_

kumamoto@circus.

ocn.ne.jp

(本 件 に 関 す る お 問 い 合 わ せ 先)

〒 8 6 0 - 0 0 1 2

熊 本 市 中 央 区 紺 屋 今 町 2 番 1 号

W ビ ル デ ィ ン グ 紺 屋 今 町 2 - 5 階

津 留 山 村 法 律 事 務 所

電 話 0 9 6 - 3 1 2 - 8 5 1 1

F A X 0 9 6 - 3 1 2 - 8 5 1 2

弁 護 士 原 彰 宏

E-mail: aki-hara@

ご 連 絡

前 略

当 法 人 が 貴 殿 に 対 し て 、 下 記 の 事 項
に つ い て 差 止 を 求 め て 提 起 し た 差 止 請
求 訴 訟 (熊 本 地 方 裁 判 所 令 和 6 年 (ワ
) 第 1 0 9 4 号) に つ い て 、 令 和 7 年
1 2 月 5 日 に 同 裁 判 所 よ り 、 貴 殿 に 対
し て 権 利 金 を 返 還 し な い 旨 の 条 項 及 び
下 記 の 勧 誘 行 為 に つ い て い ず れ も 差 止
を 命 じ る 判 決 が 言 渡 さ れ 、 同 判 決 は 確
定 し て い ま す 。

記

(請 求 の 趣 旨)

1 不 当 条 項 に つ い て

当 法 人 は 、 貴 殿 に 対 し 、 消 費 者 と 契 約
を 締 結 す る に 際 し 、 下 記 の 内 容 を 含 む 消
費 者 契 約 の 申 込 み 又 は そ の 承 諾 の 意 思
表 示 を 行 わ な い こ と 、 同 内 容 が 記 載 さ れ
た 契 約 書 用 紙 を 破 棄 す る こ と 及 び こ れ
ら を 貴 殿 内 及 び 貴 殿 の 従 業 員 に 対 し 周
知 徹 底 さ せ る 措 置 を と る こ と を 請 求 す
る 。

記



代理店契約につき、消費者が契約解除
又は除名となった場合に、消費者が被告
(貴殿のことです。以下同じ。)に支払
った権利金を被告が返還しない条項

2 不当勧誘について

被告は、消費者に対し、代理店契約の
締結について勧誘するに際し、下記の勧
誘行為をしてはならない。

記

当該消費者に対し、当該消費者がその
ままでは先祖の因縁を断ち切ることが
できないとの不安をあり、又はそのよ
うな不安を抱いていることに乗じて、先
祖の因縁を断ち切るためには、家系図を
作成した上で当該代理店契約を締結し
権利金を被告らに支払うことが必要不
可欠である旨を告げる勧誘

したがいまして、貴殿は今後、上記の条項
を使用すること、上記の勧誘をすることの
いづれもできません。

つきましては、1 貴殿において上記の条項
が記載された契約書ひな形を破棄されたかど
うか及びその状況、及び2 上記の勧誘につい
て貴殿において再発防止策を取られているの
か、取られているとしてその内容を本書到達

8.1.9
12-18

後 3 週 間 以 内 に 当 法 人 に ご 教 示 く だ さ る よ う
求 め ま す 。

な お 、 回 答 の 有 無 及 び 内 容 は 当 法 人 の ウ ェ
ブ サ イ ト に て 公 表 す る こ と が あ り ま す 。

以 上 、 よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。

草 々

こ の 郵 便 物 は 令 和 8 年 1 月 9 日 第 92386 号

書 留 内 容 証 明 郵 便 物 と し て 差 し 出 さ れ た こ と を 証 明 し ま す 。

日 本 郵 便 株 式 会 社

